

sala サラ音楽ホール

ご利用案内

1. 利用申し込み

- 【受付場所】 サラ音楽ホール（浜松市市民音楽ホール） 事務室
- 【受付時間】 午前9時～午後8時（年末年始その他休館日を除く）
- 【休館日】 12月29日から翌年1月3日まで（保守点検等による臨時休館あり）

2. お申し込みからご利用まで

1 申込受付

【受付開始時期】

利用区分		受付開始時期
ホール	教育関係団体	利用日の属する月の 13ヶ月前 の月の初日
	その他	利用日の属する月の 12ヶ月前 の月の初日
楽屋1～4号室 控室 多目的室1～3号室	教育関係団体	利用日の属する月の 7ヶ月前 の月の初日
	その他	利用日の属する月の 6ヶ月前 の月の初日

- ※1 楽屋・控室・多目的室をホールと併せて利用する場合、ホールの受付開始時期と同じ
- ※2 利用日が月をまたぎ連続する2日以上にわたり本番利用を含むものと認められる場合は、1日目の属する月の受付開始時期と同じ
- ※3 初日が休館日に当たるときは、その翌開館日
- ※4 連続2日以上でのご利用の場合、ご利用開始日の確保により後日は優先予約できます。ただし、後から日数の縮小はできません。

《教育関係団体とは》

- ①市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）
- ②市内の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）
- ③市民の文化の振興に資する社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）のうち、市長が認めるもの

※①②以外の団体が、教育関係団体の認定を受けるためには、認定申請書の提出が必要になります

申請書配布先1：浜松市ホームページ > 観光・魅力・イベント > 文化・芸術 > 市民音楽ホール整備事業 > 市民音楽ホール予約受付
申請書配布先2：サラ音楽ホール事務室 ※認定申請書受付も同事務室にて行います。

申込書配布先3：サラ音楽ホール ホームページ

【初日の受付について】

■ホール

- ▶ 毎月1日に抽選会を行います。（1日が休館日の場合は翌開館日）
 - ▶ 抽選開始時間には受付を締め切りますので、抽選に参加される場合は抽選開始時間の5分前までにご来館ください。
 - 教育関係団体・・・ 午前9時30分から
 - その他・・・・・・ 午前10時から
- ※各抽選開始時間の15分前から受付を開始します。

《注意事項》

- 練習利用と本番利用が重なった場合は、本番利用の予約を優先します。
※練習利用とは、練習、準備、片付け又は舞台装置を置くためホールの舞台のみを利用する場合で、ホールの使用料が所定の7割もしくは3割になる利用を指します。
- 抽選は予約が重なった利用日ごとではなく、予約単位でまとめて行います。

■多目的室の受付

- ▶ 受付初日の抽選会はありません。

「まつぼっくり」によるインターネットでの申込み（毎月1日午前6時から受付開始）が最も早い時刻からの受付となります。

インターネット申込みを利用されない場合は、毎月1日（1日が休館日の場合は翌開館日）の開館時間（午前9時）から事務室にて順次受付いたします。

【利用時間区分】

施設名	午前	午後	夜間	全日
ホール 楽屋・控室	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30	9:00～21:30
多目的室	9:00～21:30 ※1時間単位の利用(ただし、21:00からは30分)			

※ 会場の準備から終演後の片付け、退館までを利用時間とします。 ※ 開館時間以外の時間帯の利用についてはご相談ください。

2 予約申込受付

【受付方法】

- ①窓口
- ②「まつぼっくり」
- ③電話

TEL : 053-428-5700 / FAX : 053-428-5711

E-mail : s-hall@hcf.or.jp

《注意事項》

- 毎月1日（1日が休館日の場合は翌開館日）は抽選会を行うため、電話による予約申込は午後1時から受け付けます。

3 施設使用料の支払い

現金払いの場合

請求内容	請求時期	支払い期限
施設使用料	利用開始日の1ヶ月前	請求日から2週間以内
ホール冷暖房装置使用料 備品使用料	利用日当日	請求日から1週間以内

口座振替の場合

「まつぼっくり」の口座振替の登録をされた方は、利用日の翌月20日が振替日（引落し）となります。

4 利用前の打合わせ

ホールを利用する場合、催し物を円滑に進行するため、必ず担当スタッフとの「事前打合わせ」を行ってください。お打合わせや下見のためにご来館の際には、あらかじめ担当スタッフと日程の調整をお願いします。

打合せ事項

- ▶ 催し物のスケジュールについて
- ▶ 舞台・会場レイアウトについて
- ▶ 会館使用備品について
- ▶ 持込備品について
- ▶ 入場整理・会場警備について
- ▶ 物品の販売・配布・展示等の有無について
- ▶ 飲食について
- ▶ 搬入車両の有無について

打合せ必要書類

- ▶ タイムスケジュール・プログラム・開催要項 等
- ▶ 各種申請書類（行為承認申請書、撮影届、物品販売届 等）
- ▶ 会場図面・舞台仕込図（舞台・照明・音響・映像・看板・電気 等）

5 利用日当日

入館するとき

1階事務室までお越しください。鍵をお渡しします。

鍵のお渡し時刻： ホール・楽屋・控室 …………… ご利用開始時間の10分前から
多目的室 …………… ご利用開始時間から

※直前の時間区分が空いている場合に限り、
ご利用開始時間の10分前から

退館するとき

ご利用時間内に会場を原状回復し、消灯・施錠を確認してから鍵をご返却ください。

※ご利用の中で発生したゴミは、主催者の責任でお持ち帰りください。

※2日間以上連続してご利用される場合でも、鍵は毎日返却してください。

6 精算

「3 施設使用料の支払い」をご参照ください。

3. 利用の変更・取消

申込み内容に変更が生じた場合、またはご利用日を変更及び取消する場合は、速やかにご連絡いただくとともに、予約変更(取消)申込書を提出してください。

施設	キャンセル限界日
ホール	利用日の120日前まで
楽屋1～4号室 控室 多目的室1～3号室	利用日の10日前まで

※ 楽屋、控室、多目的室をホールと併せて利用しようとする場合にあっては、キャンセル限界日はホールのキャンセル限界日となります。

4. 施設ご利用にあたっての主な注意事項

【関係各庁への届出】

- 舞台及び客席では裸火(ろうそく、トーチなど)の使用や危険物品(ガソリン、火薬類など)の持込みが浜松市火災予防条例第23条により禁止されていますが、消防署長に承認を受けたときに限りこれらの行為を行うことができます。承認の可否の基準の詳細は、浜松市ホームページ上に公開されている以下の審査基準を御参照ください。

<https://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/pdf/syoubou/yobou/003105B03.pdf>

浜松市ホームページ > 市政 > 例規・条例 > 浜松市要綱集 > 消防 > 予防課 >

「浜松市火災予防条例第23条の運用に関する事務処理要綱」の別添「承認要件適用区分及び審査基準」中の

「第1 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、宿泊所、公衆浴場」および

「第4 屋内展示場」の「2 審査基準」

※申請の際は、必ず施設の承認を受けたくうえで消防署への届出を行ってください。

- その他、必要に応じて関係各庁へ手続きを行っていただき、提出済みあるいは承認済みの書類の写しを1部提出してください。

火気類及び危険物の使用	浜松北消防署 〒431-1303 浜松市北区細江町三和2173-7 TEL 053-527-0119
会場警備計画等	細江警察署 〒431-1305 浜松市北区細江町気賀4640 TEL 053-522-0110
音楽の演奏	一般社団法人 日本音楽著作権協会静岡支部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル5F TEL 054-254-2621

【ホールご利用時の係員の選出】

催し物を安全に進行させるため、主催者は次の係員をご用意ください。一覧表をご提出していただきます。

【必須】 舞台進行責任者、会場責任者、非常口係、駐車場整理係

【任意】 警備係、会場整理係、受付係、楽屋係

この他、催し物に相応した担当係員をお願いすることがあります。

【定員の厳守】

客席に定員を超える来場者を入場させることは、消防法により禁止されています。

定員は厳守してください。立見、補助席は認められていません。

定員：1階席 995席(固定席980席、車いす席8席、親子席7席)

2階席 426席(全て固定席)

【営業・販売行為】

催し物に関連した物品に限ります。場所・内容は事前に届出が必要です。施設の承認を得た範囲で行ってください。

【駐車場】

利用可能時間は、午前8時30分から午後10時までとなります。午後10時には施錠いたしますので、それまでに出庫してください。

【交通整理員の配置・帰宅時の誘導ルート】

- ホールで催し物を開催し、駐車場内及び周辺道路が混雑する可能性がある場合には、利用者で交通整理員を必ず配置してください。
- 催し物終了時などには、来場者に対して規定のルート（矢印のルート）で帰宅するよう案内をしてください。



【その他】

- ホール内は飲食禁止です。楽屋や控室、多目的室内での飲食は可能です。
- 施設の敷地内は「完全禁煙」です。喫煙室・喫煙場所はありませんので予めご了承ください。
- 犬猫等ペットの館内への持込みは禁止します。（ただし、介助犬・盲導犬は除く）
- 利用許可時間を超えた場合、延長料金または次区分の施設使用料をいただきます。
- 利用後は原状回復してください。
- 消耗品の貸出しはしません。

5. 管理責任・安全管理

【主催者の管理責任】

- 法令、浜松市市民音楽ホール条例、浜松市市民音楽ホール条例施行規則を遵守してください。
- 施設の利用に関する法令に定められた関係官庁への届出及び許可申請書については、主催者自身で行ってください。
- 主催者又は来場者が施設設備、備品等を破損、紛失等した時は、主催者の責任において原状回復するか、その損害を賠償していただきます。
- 利用期間中における会場内の秩序維持、来場者の安全確保及び清掃・ゴミ処理は、主催者の責任と負担において必要な措置を講じてください。
- 盗難、火災、損傷に関しては、予め事故防止に必要な対策を講じるとともに、各種保険への加入をお勧めします。
- 緊急時には、サーラ音楽ホールの指示に従って、来場者の安全確保を行ってください。

【免責】

- 催し物開催時の公共交通機関などの交通処理計画については、主催者の責任と負担で必要な対応を行ってください。
- 利用期間中における人身事故及び、盗難、破損事故等、会場利用に伴う全ての事故の管理責任は主催者が負うものとします。
- 当施設は、当施設に重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。
- 天災地変、その他不可抗力、又は当施設の責めに帰さない事由により生じた損害については、当施設はその責任を負いません。

【禁止・制限事項】

- ご利用内容が次のいずれかに該当するときは、ご利用の取消し、もしくはご利用を中止させていただくことがあります。
 - ▶ 施設の利用権を第三者に譲渡、転貸した場合
 - ▶ 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められた場合
 - ▶ 「浜松市暴力団排除条例」に違反していることが認められた場合
 - ▶ 施設および附帯設備・備品などを損傷・紛失する恐れがある場合
 - ▶ ご利用の目的・内容が申請と異なっている場合
 - ▶ 災害、その他の不可抗力な原因によって施設の利用ができなくなった場合
 - ▶ 期限までに使用料のお支払いがない場合
 - ▶ その他、施設運営上支障があると認められる場合

上記の理由でご利用の取消し・制限が生じた結果、お客様に損害が生じる場合であっても当施設では一切その責任を負いません。

6. 施設料金表

【施設使用料】

(1) ホール・楽屋・控室

利用区分			利用時間区分	午前	午後	夜間
				9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30
ホール	全部利用 (1,406席)	平日	教育関係団体	16,070	26,790	37,510
			その他	32,150	53,590	75,020
		土日祝日	教育関係団体	19,450	32,420	45,380
			その他	38,900	64,840	90,770
	一部利用 (980席)	平日	教育関係団体	11,250	18,750	26,250
			その他	22,500	37,510	52,510
		土日祝日	教育関係団体	13,610	22,690	31,760
			その他	27,230	45,380	63,530
楽屋	1号室(12㎡/4名)	教育関係団体	170	200	220	
		その他	340	400	450	
	2号室(21㎡/4名)	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
	3号室(21㎡/4名)	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
	4号室(20㎡/4名)	教育関係団体	290	340	390	
		その他	590	690	780	
控室(9㎡/4名)	教育関係団体	220	260	300		
	その他	450	530	600		

備考

- 1 ホールの一部利用とは、客席の2階席を除いた利用をいいます。
 - 1階席980席、2階席426席
- 2 ホールの利用者が入場料等(これに類するもの及び資料代その他実費を含む。)を徴収する場合の使用料は、次の表の左欄に掲げる入場料等の額(段階を設けているときは、その最高額とする。)に応じて、加算されます。

2,001 円以上 5,000 円以下	表の使用料の3倍に相当する額
5,001 円以上	表の使用料の5倍に相当する額

- 3 ホールの利用者が入場料等を徴収しないで、又は 2,000円以下の入場料等を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、表の使用料の2倍に相当する額になります。
- 4 ホールの利用者が練習、準備、片付け又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の使用料は次のとおりになります。
 - 練習、準備又は片付けのため舞台を利用する場合は、表の使用料の7割に相当する額
 - 舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、表の使用料の3割に相当する額
- 5 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の超過又は繰り上げに係る使用料は、1時間につき、夜間の1時間当たりの使用料(備考の2から4までに規定する利用にあっては、当該規定により算出した額。)に相当する額とします。

(2) 多目的室

利用区分			利用時間区分	9:00～21:00 1時間につき	21:00～21:30
				多目的室	1号室(198㎡)
その他	1,100	550			
2号室(198㎡)	教育関係団体	550	270		
	その他	1,100	550		
3号室(150㎡)	教育関係団体	410	200		
	その他	820	410		

備考

利用者が入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。)を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、表の使用料の2倍に相当する額になります。

【ホール冷暖房装置使用料】

1時間につき	3,290 円
--------	---------

【駐車場使用料】

区分	金額
最初の30分まで	無料
30分を超える部分につき1回につき	100円

【備品使用料】

(1) ホール

種別		利用区分	金額	摘要
照明	調光装置	午前・午後・夜間 各1回につき	4,340	1式
	ロアーホリゾンライト		2,200	1列
	サスペンションライト		200	1台
	フロントサイドライト		200	
	センターピンスポットライト		2,880	
映写	プロジェクター		7,300	1式 スクリーンを含む
	スクリーン		1,360	1枚
音響	音響調整装置		4,340	1式 マイクロホン1本を含む
	マイクロホン	コンデンサー型	1,040	1本
		ダイナミック型	620	
	マイクロホンスタンド		100	
	つりマイクロホン装置		1,360	1式 マイクロホンは、含まない
	ワイヤレスマイクロホン		2,200	1本
	録音再生機器		1,330	1式
	移動型ミキサー		2,880	
	ステージスピーカー		2,880	
舞台	音響反射板		2,880	1式
	金びょうぶ		1,360	1双
	銀びょうぶ		1,360	
	演台		620	1台
	司会者台		310	
	花台		200	
	平台		200	
	ひ毛せん		200	1枚
楽器	フルコンサートグランドピアノ		7,220	1台 調律代は、含まない ヤマハCFⅢ、カワイEX

(2) 多目的室

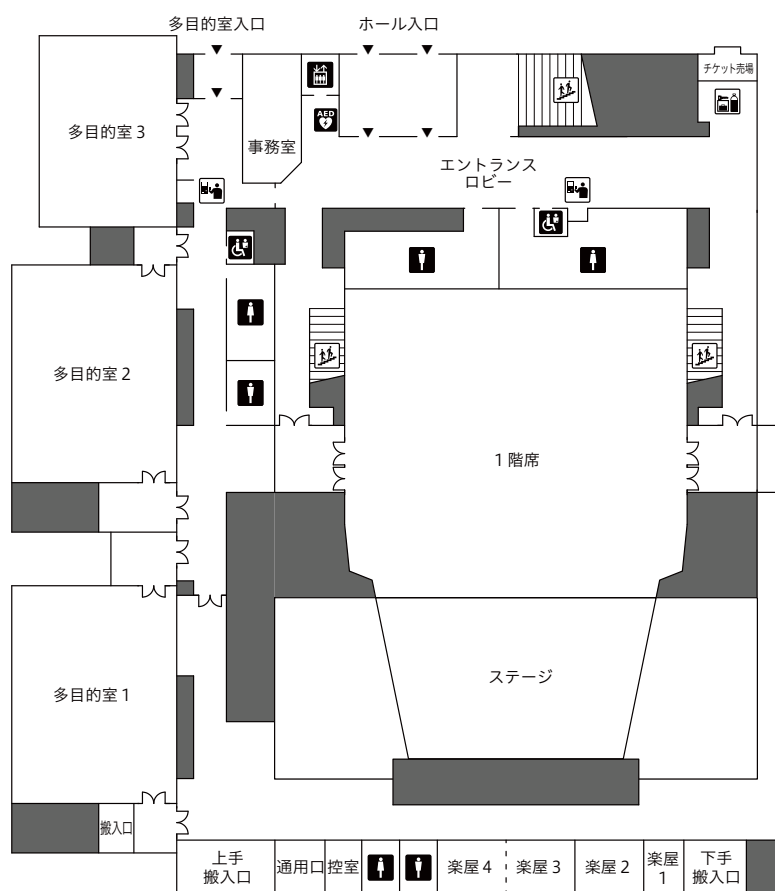
種別		利用区分	金額	摘要
映写	プロジェクター	1日1回 につき※	1,100	1台
	スクリーン		550	1枚
音響	音響装置		1,100	1式
	マイクロホン		550	1本 マイクロホンスタンドを含む
楽器	グランドピアノ		4,340	1台 調律代は、含まない ヤマハC3X-LC、カワイGX-3

(3) その他共用

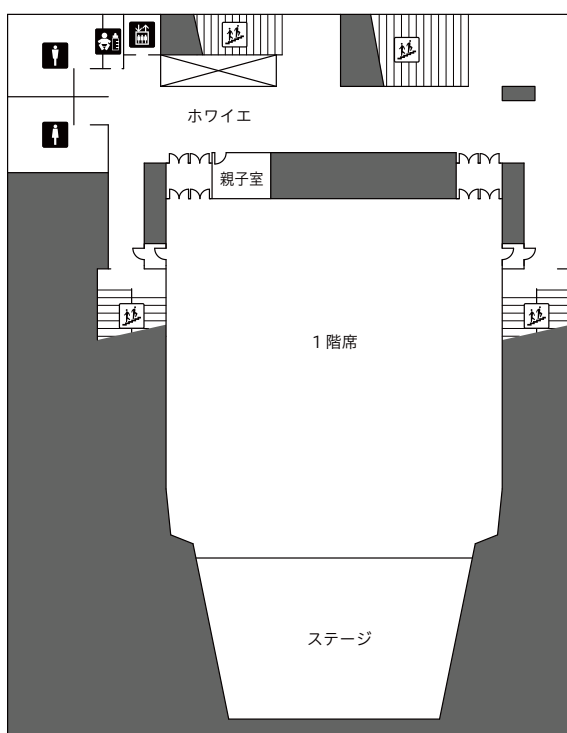
種別		利用区分	金額	摘要
楽器	ティンパニー (TP-8320R~8332R)	1日1回 につき※	1,040	1台
	シロフォン (YX-500R)		1,040	
	マリンバ (YM-5100A)		2,090	
	グロッケン (YG-2500)		1,040	
	ビブラフォン (YV-3710JM)		1,570	
	チャイム (YCH-7018)		1,570	
	バスドラム (CB-9036)		1,040	
	どら (KG-36)		1,040	
	ドラムセット		1,040	1式
その他	指揮台		310	1台
	譜面台		10	
	電気コンセント		200	1口

※ホールにおいて利用する場合の利用区分は、「午前・午後・夜間各1回につき」となります。

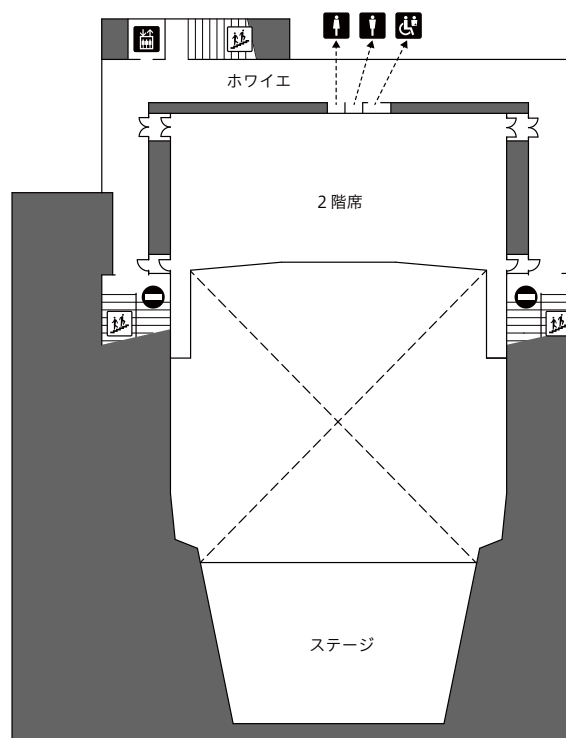
7. 館内フロア図



[1F]

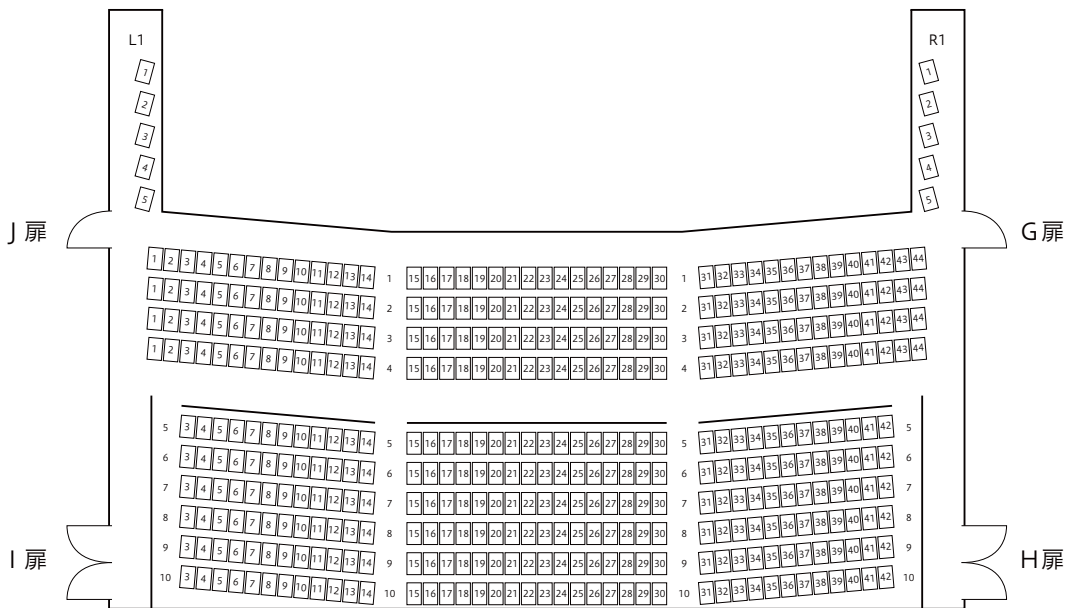
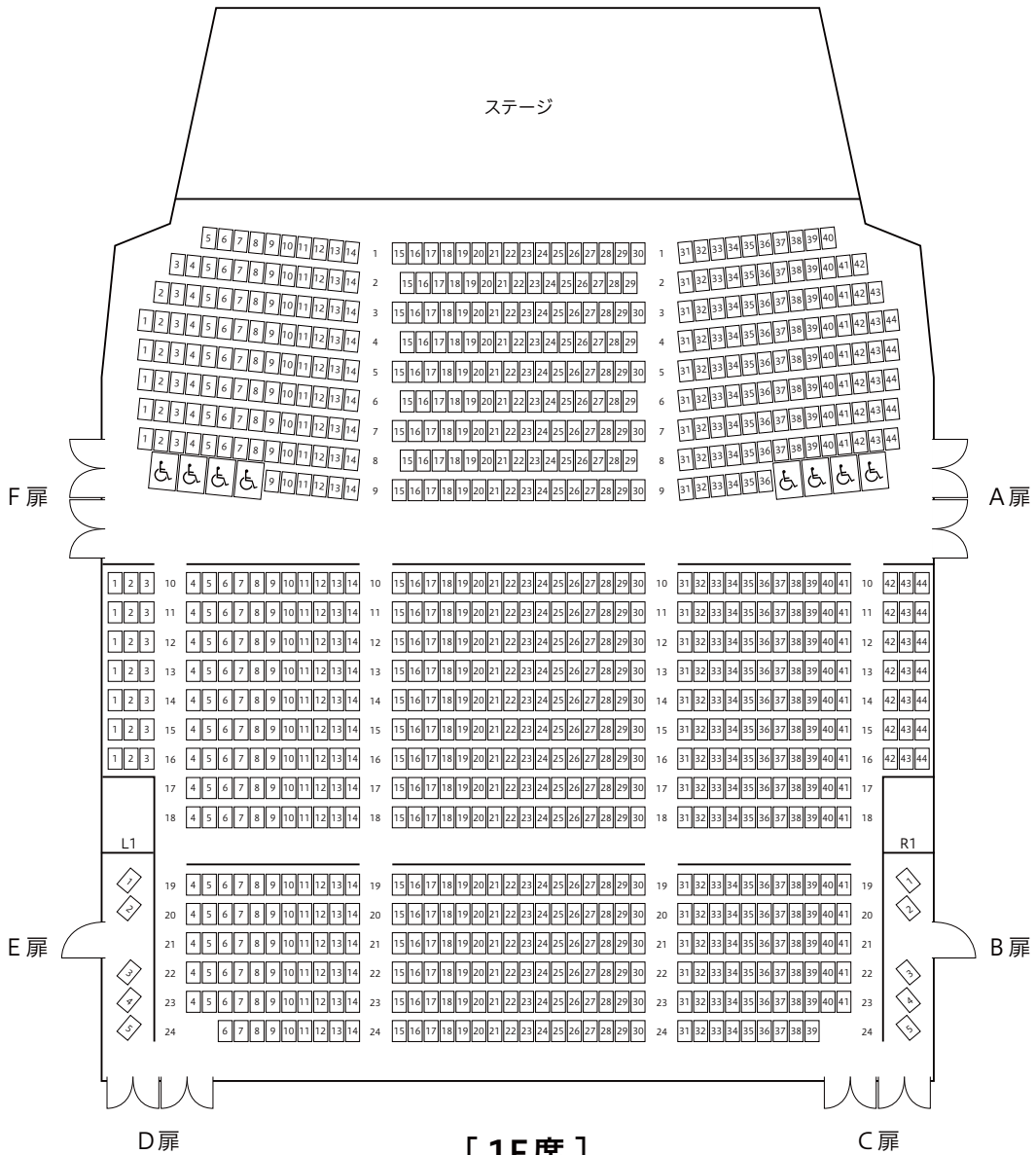


[2F]

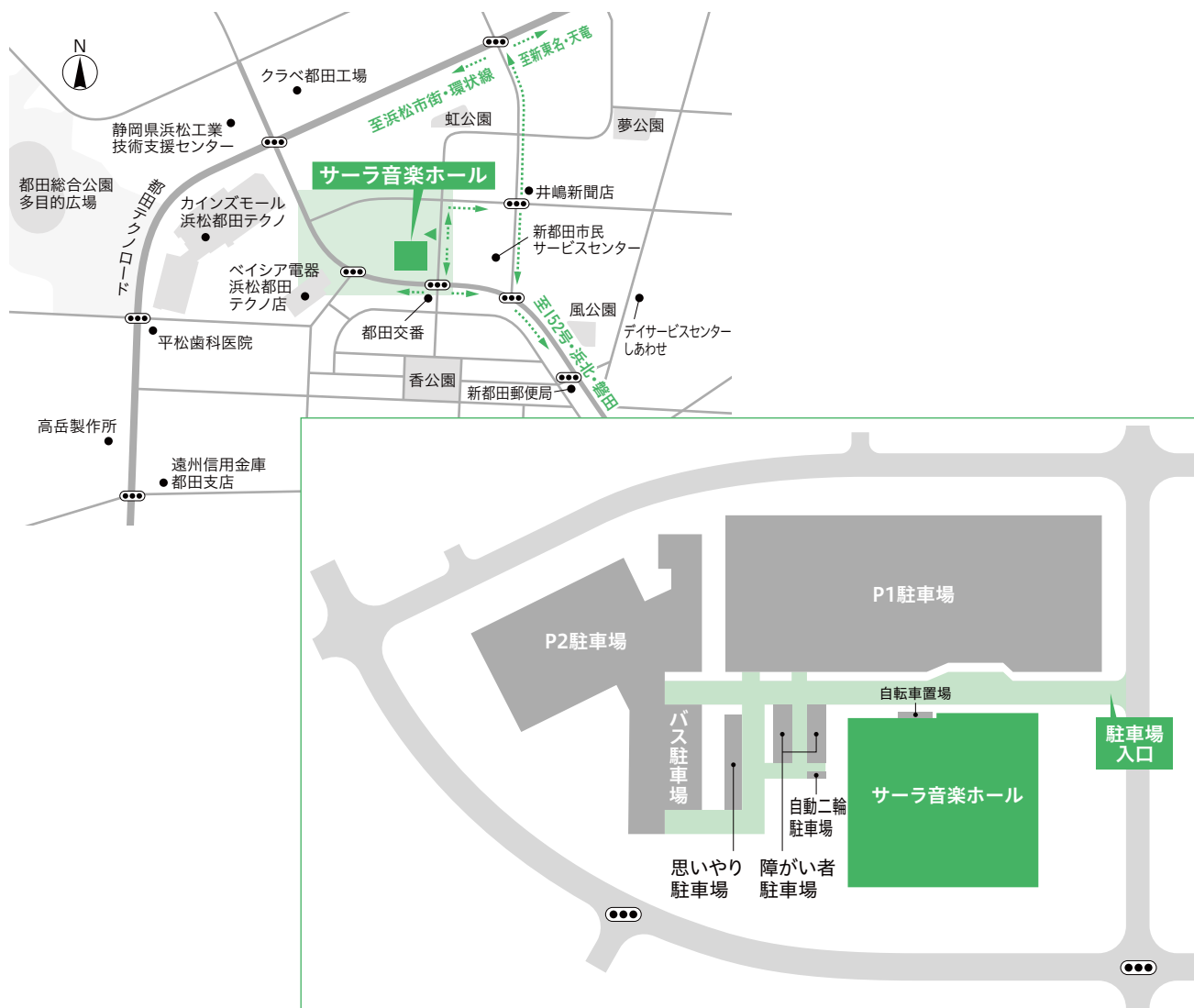


[3F]

8. ホール座席表



9. アクセス



駐車場 普通車418台（うち、思いやり駐車場10台、障がい者駐車場10台）
大型バス10台
自動二輪車6台
30分まで無料、30分以上1回100円

◇お車でお越しの場合

新東名 浜松スマートICより 約7分

東名 浜松西ICより 約20分

東名 浜松ICより 約30分

（お願い）施設近隣は住宅地となっております。矢印のルートでの通行をお願いします。

◇電車・バスにてお越しの場合

JR 浜松駅より

「市役所 萩丘住宅 テクノ 都田 方面」行きバス 約45分

sala サラ音楽ホール

浜松市は、令和2年9月15日に株式会社サラコーポレーションとネーミングライツパートナー契約を締結し、市民音楽ホールの通称を「サラ音楽ホール」と決定いたしました。

sala サラ音楽ホール (浜松市市民音楽ホール)

〒431-2103 浜松市北区新都田3-2-1
Tel 053-428-5700 Fax 053-428-5711
Mail s-hall@hcf.or.jp



<https://www.hcf.or.jp/facilities/music-hall/>

[指定管理者]



公益財団法人
浜松市文化振興財団
Hamamatsu Cultural Foundation